

本ファイルでは、当行の 100%出資子会社でオランダ領キュラソーに設立された BTMU (Curacao) Holdings N.V. が発行した劣後債に関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・ 期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、変動利付のもの
- ・ 期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの
- ・ 期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、固定利付のもの
- ・ 期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、変動利付のもの
- ・ 永久劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの

なお、当該劣後債はユーロ MTN プログラムから発行されております。社債要項に相当する契約条項はこの MTN プログラムに定められておりますので、ウェブページ上に別添の「当行ユーロ MTN プログラムの目論見書 (Prospectus)」(2011 年 8 月 31 日改訂版) についてもあわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号 8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	289億円
	単体自己資本比率	289億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	289億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合（*）、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 （*）⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

（*）税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	ステップ・アップ金利「有」の社債 当初の変動金利： 6ヵ月円 LIBOR+0.30% 初回償還可能日以降の変動金利： 6ヵ月円 LIBOR+1.80% ステップ・アップ金利「無」の社債： 6ヵ月円 LIBOR+0.42%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	「有」の社債の額面総額：20億円 「無」の社債の額面総額：269億円
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： ウェブページに別添の「当行ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	468億円
	単体自己資本比率	468億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	468億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合（*）、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 （*）⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	ステップ・アップ金利「有」の社債 固定金利部分 : 2.33% 変動金利部分 : 6ヵ月円 LIBOR+2.27% ステップ・アップ金利「無」の社債 固定金利部分 : 1.01% 変動金利部分 : 6ヵ月円 LIBOR+0.43%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	「有」の社債の額面総額 : 20 億円 「無」の社債の額面総額 : 448 億円
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当行ユーロ M T N プログラムの目論見書 (Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項 (Terms and Conditions of the Notes) をご参照下さい。

期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、固定利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	329億円
	単体自己資本比率	329億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	334億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*)、当局の事前 承認を得た上で元本全額弁済 (*) ⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	円建て金利のもの : 2.62% 米ドル建金利のもの : 5.03%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当行ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*)、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 (*) ⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	6 ヶ月円 LIBOR+0.15%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： ウェブページに別添の「当行ユーロ M T N プログラムの目論見書 (Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項 (Terms and Conditions of the Notes) をご参照下さい。

永久劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	132億円
	単体自己資本比率	132億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	132億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合（*）、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 （*）⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 3.05% 変動金利部分 : 6ヵ月円 LIBOR+3.17%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	上位劣後債務 (期限付劣後債務)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「弁済の条件及び劣後特約」、及び「無担保契約」: ウェブページに別添の「当行ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。